

# 群馬県介護・福祉タクシー感染症対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、県内で事業を営む介護・福祉タクシーの運営事業者が行う、県民の日常生活及び社会生活における移動に係る感染症拡大防止のために必要な事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「介護・福祉タクシーの運営事業者」の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けた福祉タクシー事業者
- (2) 法第43条の許可を受けた特定旅客自動車運送事業者であって、訪問介護事業所又は居宅介護事業所の指定を受けた事業者
- (3) 法第78条第3号の許可を受けた自家用自動車有償運送事業者であって、訪問介護事業所又は居宅介護事業所の指定を受けた事業者
- (4) 法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送を実施する社会福祉法人、NPO法人等の営利を目的としない法人等であって、福祉有償運送の運営協議会の合意の上で運輸支局の登録を受けている者
- (5) その他知事が適当と認める者

(交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、県内で事業を営み、発熱がある者の移送を行う介護・福祉タクシーの運営事業者とする。

2 補助金の交付対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象経費は、感染拡大防止に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 運転席と後部座席を隔離するための用具（ビニールシートを使用したセパレーターカーテン

等)の購入に係る費用

- (2) 車載する消毒液その他衛生用品の購入に係る費用
- (3) その他、市民の日常生活及び社会生活における移動に係る感染症拡大防止のための事業として認められる範囲内で、知事が適当と認める費用

(交付額の算定)

第5条 この補助金の交付額は、次のとおり算出された額とする。

- (1) 1台あたり18,000円と前条に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1号に事業計画書その他の関係書類を添えて別に知事が定める日までに提出するものとする。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、様式第2号によるものとする。

(交付決定の基準)

第8条 前条に掲げる補助金の交付決定については、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 発熱がある者の移送が可能であること。
- (2) 当該補助事業以外に他の財政的支援を受けている事業でないこと。
- (3) その他当該補助事業の目的に沿う事業であること。

(着手)

第9条 補助金の交付の対象となる事業の着手は、原則として、第7条に規定する補助金の交付決定を受けて行うものとするが、事業の性質等によりやむを得ない場合は、補助金の交付決定前に事業に着手することができる。

2 前項により交付決定前に着手する場合、申請者は、交付額が交付申請額に達しない場合に自己負担額が生じることを了知の上で行うものとする。

(変更等の承認申請)

第10条 第7条の規定による通知を受けた申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)その他必要となる書類を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定額を増額する承認申請をすることはできない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。(軽微なものを除く。)
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業完了後30日又は当該年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日までに様式第4号に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に報告するものとする。ただし、

知事が報告期日を別に指定した場合は、指定された日までとする。

- (1) 事業の成果が分かる書類（写真等）
- (2) 補助対象経費の領収書及び納品書又は契約書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

（額の確定）

第12条 知事は、前条の実績報告がなされたときは、その内容の審査により、この負担金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認められるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第13条 この補助金は、前条に基づきその額が確定した後に交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第14条 知事は、規則第13条第1項及び第2項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が群馬県暴力団排除条例第7条に抵触するとき。
- (3) その他規則に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 補助事業者は、補助金の交付の決定が取り消されたときは、当該取消しに係る補助金を知事の定める期間内に返還しなければならない。

（事業者の公表）

第16条 知事は、県ホームページにより補助事業者を公表するものとする。

（保健所からの要請に対する協力）

第17条 補助事業者は、医療機関へ受診の必要がある者について、保健所から移送の依頼があった場合には、移送に協力するよう努めるものとする。

（消費税等仕入控除税額の取扱い）

第18条 申請者は、当該補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入れ控除税額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合、それぞれ次の各号にしたがって取り扱うものとする。

- (1) 第6条の申請時に消費税等仕入控除税額が明らかである場合、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。
- (2) 第11条の実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。この場合において、知事は精算条件を付した上で消費税等仕入控除税額を含めて規則第5条第1項に基づく補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行うとともに、消費税等仕入控除税額を除いて規則第7条第1項に基づく補助金額の確定（以下「額の確定」という。）を行うものとする。

- (3) 額の確定後に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額が確定し次第、様式第5号により速やかに報告しなければならない。この場合において、知事は返還条件を付して交付決定を行うとともに、本号前段の報告に基づき消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めることのほか、補助事業等の遂行に関し必要な事項は、知事が必要の都度指示する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月5日から施行する。ただし、令和2年4月1日以降に実施した事業のうち、他の補助事業等の支援を受けていないものについては、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもってその効力を失う。